

舞鶴財収第 11 号
令和8年5月29日

舞鶴市議会議長
肝付隆治様

舞鶴市長 鴨田秋津
(公印省略)

債権の放棄について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名 称	件数	金 額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備 考
1	夏期歳末くらしの資金貸付金	1件	50,000円	消滅時効期間満了 (条例第6条第6号 該当)	令和8年3月31日	福祉部福祉企画課	
2	市営住宅使用料	1件	227,200円	生活困窮状態 (条例第6条第1号 該当)	令和8年3月31日	建設部住宅課	
3	水洗便所等改造資金貸付金	1件	495,000円	相続人不存在 (条例第6条第2号 該当)	令和8年3月31日	上下水道部経営企画課	
合計		3件	772,200円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上経第 32 号
令和8年5月29日

舞鶴市議会議長
肝付隆治様

舞鶴市長 鴨田秋津
(公印省略)

債権の放棄(水道事業分)について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	水道料金	17件	277,949円	生活困窮状態 (条例第6条第1号 該当)	令和8年3月31日	上下水道部経営企 画課	
2	水道料金	9件	97,993円	相続人不存在 (条例第6条第2号 該当)	令和8年3月31日	上下水道部経営企 画課	
3	水道料金	4件	280,603円	法人破産 (条例第6条第3号 該当)	令和8年3月31日	上下水道部経営企 画課	
4	水道料金	6件	88,077円	債務者免責 (条例第6条第4号 該当)	令和8年3月31日	上下水道部経営企 画課	
5	水道料金	6件	15,773円	徴収停止の期間経過 (条例第6条第5号 該当)	令和8年3月31日	上下水道部経営企 画課	
6	水道料金	14件	470,683円	消滅時効期間満了 (条例第6条第6号 該当)	令和8年3月31日	上下水道部経営企 画課	
合計		56件	1,231,078円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。